答 申 第 5 号 平成25年12月16日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成24年12月7日付け芦総課第2899-1号による下記の諮問について,以下のように答申します。

記

阪神・淡路大震災で被災した〇〇町〇番〇〇の宅地及び建物に係る固定資産評価額に関する「損耗減算補正率」の具体的記録及びその附属書類(本件建物及び宅地評価額に係る具体的数値及びその理由等)の公開請求についてなされた平成24年11月2日付け公文書不存在決定処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長(以下「実施機関」という。)が、平成24年11月2日付け芦総課第2649号で、阪神・淡路大震災で被災した〇〇町〇番〇〇の宅地及び建物に係る固定資産評価額に関する「損耗減算補正率」の具体的記録及びその附属書類(本件建物及び宅地評価額に係る具体的数値及びその理由等)(以下「本件公文書」という。)の不存在決定を行ったことは不当とはいえない。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年10月18日付けで芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第6条の規定に基づき、本件公文書の公開請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成24年11月2日付け公文書不存在決定処分(芦総課第2649号)の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 公開を求めるのは阪神・淡路大震災により被災した〇〇町〇番〇〇の家屋,宅 地の固定資産評価額に係る特別な諸資料であって後年の同評価額に影響を与え る重要な公文書であるから被災地方自治体では保存されているはずである。
- (2) 決定処分を行った以上、廃棄したと主張するのであれば、実施機関はいつ、 誰がどのような方法で廃棄したのか、その廃棄した経過の記録や廃棄文書目録 等を具体的に提示し、説明すべきである。
- (3) 本件家屋(非木造家屋)の評価決定額に適用される被災の現状である外周壁骨組,間仕切骨組,建築設備等々「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」の記録は最低限評価額算定に必要な書類である。実施機関は保存年限7年を経過したとして廃棄したと主張するには無理がある。上記算出要領に必要な各項目は本件家屋の評価額算出に重要な記録である。
- (4) 平成22年8月3日付け芦屋市固定資産評価審査委員会宛の芦屋市長の弁明書において、「減価率については、個別調査をして、概ね下回らない率を採用しています。」「平成8年度において、市内一律12%の減価を行い、評価額を算出しています。」と阪神・淡路大震災により被害を受けた家屋の評価方法について詳しく言及しており、その根拠となる資料があるはずである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次のように要約される。

1 阪神・淡路大震災により被害を受けた家屋については、平成8年度に評価替えを 行い「損耗減点補正率」を適用している。したがって、当該文書は「土地・家屋 評価替関係書」に該当し、保存年限を7年としているため、すでに廃棄済みであ る。

当該文書は、事案の完結日の属する平成7年度の翌年度(平成8年4月1日)から起算して、平成15年3月31日に7年を経過したので、その日以降に廃棄しているが、文書目録、廃棄文書目録を当時は作成していなかったため、廃棄年月日の記録はない。

また、当該文書の保存年限を7年としているのは、地方税法による更正等の期間が7年(不正行為があった場合)とされているためである。

- 2 阪神・淡路大震災により被害を受けた家屋の評価については、平成8年度に評価替えを行い市内で一律に減価を行っているため、当該減価を行った率がわかれば評価額の算出は可能であり、特段震災当時のみ計算過程を保存する必要はなく、震災当時の平成8年度の上昇率表(平成8年度 阪神・淡路大震災による評価額の減価率表)を永年保存することで足りる。
- 3 平成22年8月3日付け芦屋市固定資産評価審査委員会宛の芦屋市長の弁明書における「減価率については、個別調査をして、概ね下回らない率を採用しています。」の箇所については、過去にも同様の審査申出があり、それに対する弁明書を参考資料として記載しているが、保存年限(5年間)の経過により、現在は参考にした文書は残っていない。

第4 審査会の判断

本件は、保存年限が満了したため本件公文書を廃棄したとする実施機関の主張が妥当か否かが争点である。

実施機関は、本件公文書を保存年限である7年が経過する平成15年3月31 日以降に廃棄したと主張する一方、文書取扱規程に定められた文書目録及び廃棄 文書目録を当時は作成していなかった。本審査会から実施機関に対し本件公文書 の具体的な廃棄経過の説明を求めたところ、実施機関は、廃棄すべき文書は審査 申出期間の過ぎる6~7月に環境課の機密文書の溶解処理(毎月第4週目の木曜 日)に出しているが、当時は係内での各業務担当ごとに廃棄を行っており、業務 記録等は存在せず、廃棄の日付までは記録していないと説明している。本審査会は保存年限の満了をもって本件公文書を廃棄したとする実施機関の主張を覆して、本件公文書が存在することを確認できない。

また、阪神・淡路大震災に係る課税資料の保存状況について説明を求めたところ、実施機関は、減価を行った率がわかれば評価額の算出は可能であり、特段震災当時のみ計算過程を保存する必要はないと説明している。

本審査会としてはこれらの実施機関の説明を否定する事実は見いだし得ず、実施機関が不存在決定処分を行ったことは不当ではないと言わざるを得ない。

なお、公文書の不存在を主張するについては、実施機関において適正な文書管理が行われていることが前提として求められるが、本審査会では、平成16年7月2日付け答申第1号及び平成17年12月1日付け答申第5号において、文書主管課を中心として文書管理の改善をはかるよう強く求めた経緯があることを申し添える。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月 7日	諮問書の受理
平成25年 8月30日	異議申立人の意見陳述
平成25年 9月20日	諮問実施機関の意見陳述
平成25年10月22日	第1回審議
平成25年11月26日	第2回審議
平成25年12月16日	第3回審議